

山梨県公報

号外第五十一号

平成二十六年

九月十七日

水曜日

目次

規則

○山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年九月十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の(一)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の第一の一の(三)中「三百円」を「三百十円」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、同表の第一の一の(二)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の第一の一の(二)中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、同表の第一の一の(四)中「高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する」を「老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する」に改め、同表の第一の一の(七)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の第一の一の(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同表の第一の一の(三)中「千十円」を「千四十円」に改め、同表の第一の一の(二)中「機材」を「資材」に改め、同表の第一の一の(三)の(1)の表中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、一〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五三、一〇〇円」に、「六〇、二〇〇円」を「六二、一〇〇円」に、「七五、

七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に改め、同表の第一の一の(三)の(2)の表中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、四〇〇円」に、「一九、九〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三三、四〇〇円」に改め、同表の第一の一の(四)の(三)中「衛生材料」を「衛生材料等」に改め、同表の第一の一の(六)の(二)中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、同表の第一の一の(三)中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八千円」を「十六万四千八百円」に改め、同表の第一の一の(四)の(1)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同表の第一の一の(四)の(2)中「五千円」を「五千二百円」に改め、同表の第二の一の(4)中「二万五千二百円」を「二万五千円」に改め、同表の第二の一の(6)中「二万七千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同表の第二の一の(7)中「二万二千円」を「二万三千円」に改め、同表の第二の一の(8)中「一万九千五百円」を「二万二千三百円」に改める。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の山梨県災害救助法施行細則別表の第一の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番